

平成22年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	4. 衛生費	事業名	6. 乳幼児医療対策事業費	
項	1. 保健衛生費	細事業名	1. 乳幼児医療対策事業費(補助分)	
目	1. 保健衛生総務費	担当課・係	児童青少年課	(執行課: 児童青少年課)

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	県支出金								一般財源
要求額	30,273	60,576	要 求	30,273								30,303
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	思いやりと希望にみちたまちづくり/手をつなぎ、みんなで子どもを育てるまちづくり/乳幼児の保険医療費を支援しま									
	[乳幼児医療助成制度に関する業務]	施策体系コード	01-03-01-30-40				事業番号	180-2				
	乳幼児保健の充実やその保護者の経済的負担の軽減を図るため、保護者の市町村民税額に応じて乳幼児の保険医療費の全部又は一部の助成を行います。	総事業費	322,873千円				事業期間	平成22年度				
		年度別事業費	22年度									
			322,873									

(事業実施に関する根拠法令)
 千葉県乳幼児医療対策事業補助金交付要綱
 佐倉市乳幼児医療対策事業規則

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 小学校3年生までの入院及び通院医療費、調剤費の保険診療負担額の一部を助成する。	(事業の目的) 子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。	(事業の効果) 乳幼児医療費助成は、乳幼児の保健対策の充実・保護者の経済的負担の軽減が図られる。
(事業実施上の問題点) 財源の一部として見込める県の補助基準が対象年齢拡充の可能性がでてきた。現段階では、確定ではなく可能性にとどまるが、小学校1年から3年生の部分が拡充される見込みで、積算をした。子どもの医療費助成年齢引き上げについては、平成21年3月佐倉市議会において請願が採択されている。	(前年度からの見直し点) 未就学児に対する乳幼児医療費助成事業費の県補助対象分は、この臨時予算要求とは別に経常経費により、予算要求している。	(見積についての特記事項) 年齢を引き上げるにあたり、千葉県の補助基準が改正になることを見込んでいるが、詳細は未定である。県の担当が小学校3年生まで引き上げる方向で、予算を要求する旨確認しているが、年度当初から行わないとだけ説明をうけている。平成22年度において、県の乳幼児医療対策事業の対象年齢が拡大された場合、佐倉市においても、同様に対象年齢を引き上げることを前提としての要求である。